第4 総括

監査結果の概要は前述のとおりであるが、総括としての意見及び検討事項は次のとおりである。

1 関係規程の整備、運用状況

市長部局においては、「道路運送車両法」、「道路交通法施行規則」及び「高岡市庁用自動車管理規程」により、整備管理者、安全運転管理者及び副安全運転管理者がそれぞれ任命されている。

水道局においても、「道路運送車両法」、「道路交通法施行規則」及び「高岡市水道局安全運転管理者服務規程」により安全運転管理者及び管理補助者が規定されているが、規程の中で安全運転管理者が明確に定められていない。実際の運用では、安全運転管理者及び管理補助者が選任され、庁用車の維持管理に努めているが、庁用自動車の適正な使用及び管理、効率的かつ安全な運行を期するという趣旨に基づき、「高岡市水道局安全運転管理者服務規程」の見直しを検討されたい。

安全運転管理者及び副安全運転管理者には、各種講習会等を今後も継続して受講させ、安全管理のより一層の専門的知識の習得に努め、「高岡市庁用自動車管理規程」及び「高岡市水道局安全運転管理者服務規程」を遵守し、安全運行管理が適切に行われるよう、その責務を十分認識させるとともに、所属長による運転免許証の所持確認についても継続的な措置を図られたい。

なお、「高岡市庁用自動車管理規程」第9条で運転者は、その記録を自動車運転日報に記載し、 その翌日に庁用自動車の管理者に報告しなければならないと規定されている。公用車全てに ついて、その備え付け及び記録が行われ、概ね適正に記録されていたが、一部に記載漏れや 押印漏れなどが見受けられた。より一層、運転日報の適正な管理に努められたい。

2 公用車の運用・管理状況

(1) 公用車の更新

公用車の平均使用年数は10年を超えているが、これは日常の点検整備により常に車両の 現状を把握し早期の修繕実施により、使用年数の延長に努めていることによるものである。 しかしながら、経年により老朽化が進んでいる車両もあることから、厳しい財政状況の中 ではあるが、事故等を未然に防止し、安全に業務を遂行するためにも車両の状態を十分に 検証のうえ、長期的な整備計画、計画的な車両更新を行うことが望まれる。

更新時においては、用途上、車種が限定される場合を除き、購入費及び燃料費等、維持 管理経費の削減を図るため、軽乗用車への移行に努められたい。

また、買取車及びリース契約車の1台1年間当りの維持管理費は、買取車はリース契約車より安価である。これは、買取車の取得価格が単年度の経費として反映されないことによるものであるが、買取車の1台当りの維持管理経費に取得価格を車種ごとの平均使用年数で除して算出した額(1年間当りの買取価格)を加算した額と比較してみても、普通乗用車、軽乗用車、軽貨物車については、買取車はリース契約車より経費が少ないという結果であった。

このようなことから、新規購入や更新時だけでなく、保有後においても費用対効果等を十分に 検証し、公用車の保有形態について検討されたい。

(2) 公用車の効率的な運用

集中管理用自動車については、庁内LANによる職員ポータルの機能を活用し、公用車の 運行状況の把握や使用予約が行われ、効率的な運用が図られている。

一方、各部署が管理・運用している公用車のうち、一部の公用車については、各部署間で 共有して使用するなど効率的な運用が行われているが、空き時間に他の部署の利用が可能な 車については、その空車状況を職員ポータルに掲載することなどにより、更に効率的な運用 が図られるよう検討されたい。

3 安全対策

道路運送車両法第47条の2に基づく日常点検整備は安全運転を行う上で重要な役割を占める ものであることから、安全性を確保する実効性のある運行前点検に努められるとともに、車外・ 車内の清掃にも心がけていただきたい。

また、同法第 48 条第 1 項に基づく定期点検整備は、自動車の不具合による交通事故防止上、必要不可欠である。未実施の車両があったことから、その必要性を十分認識し、車両の整備に努められたい。

人身事故は、相手方や職員の生命・身体にかかわるものであり、人身事故、物損事故を問わず職員が加害者となることは市並びに市職員に対する市民の信頼を損なうことにもなりかねない。

交通事故の発生は、その後の対応にも多大な労力と時間を費やすだけでなく、財政的な損害や業務の能力低下を招くものであることから、平成23年10月より事故を起こした課が対応していた示談交渉を、全国市有物件災害共済会自動車損害共済総合契約保険(任意保険)にその代行事務を追加する措置がとられたところである。

公用車を運転する際には、職員の事故防止に対する心構えと注意が重要であり、定期的に庁内 LANを利用し、安全運転の励行と周知徹底が実施されているものの、直近3か年の事故件数 は横ばいで減少傾向にはないことから、事故防止対策の取組みとして、新規採用職員を含め、

「公用車安全運転研修会」等の開催を**望む**とともに、引き続きアルコールチェッカーによる呼気検査の励行を実施されたい。

万一、事故が起こった場合には、迅速な事故処理を目的に作成された事故処理マニュアル(資料編「事故処理マニュアル」参照)に基づき適正な処置をとられているところであるが、水道局においては、事故処理に係る手順書が整備されていないことから、事故処理マニュアル等を作成されたい。

また、公用車運転中の法令違反行為については、現在、所属長へ速やかに報告し、指示を仰ぐこととされているが、引き続き適切に実施されたい。

4 環境対策

国際的な問題として地球温暖化対策が叫ばれる中、各自治体においても行政活動による 環境負荷を軽減する対策に率先して取り組むことが求められている。

本市においても平成22年3月に策定された『高岡市環境基本計画』では、地球温暖化対策の推進として、清掃車や公用車へのエコカーの導入を図ることとし、排出ガス規制や燃料基準値における一定の基準を満たしたガソリン車、ディーゼル車などの環境に優しい低公害車の計画的、積極的な導入を行っており評価するものである。

次世代自動車については、全国的に普及が加速しており、本市においても本庁内に急速充電設備を設置済みであり、公用車の次世代自動車の普及促進に努められたい。

5 広告収入

公用車は、業務遂行のため、市内一円を走行することとなり、広告・宣伝の観点からみると 大きな効果が期待できる媒体である。

高岡市行財政改革市民懇話会では、市民サービスの提供・質の向上を目的として、**積極的に** 広告収入を進めるとした上で、屋外広告の媒体として公用車の車体(コミュニティーバス、清掃車、庁用 車等) において実施を図っていくこととして平成 24 年 10 月に提言がなされたところである。このことを踏まえ、公有財産の有効活用の面からも公用車への広告掲載についてはさらに 調査・研究を進められ、実施に向けて積極的に取り組まれたい。

6 まとめ

最後に、世界的な景気低迷が長引く中、本市の平成 23 年度の市税収入は前年度と比べて 幾分かは増収となったものの、依然として厳しい財政状況にあり、財源の確保は一段と厳しさ を増している。

本市では「高岡市行財政改革推進方針」に基づき、限られた財源を有効活用するため、選択と集中による整理・合理化を進めることが喫緊の課題となっている。

公用車は複雑多様化する財政需要を迅速に処理するための重要なツールであり必要不可欠なものである。反面、公用車を維持管理していくためには、保管場所の確保と維持管理経費に 多額の費用を要することから、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、効率的な運用を 図らなければならない。

このようなことから公用車の管理運用については、「高岡市行財政改革推進方針」を踏まえ、 全庁的な視点で公用車全体を把握し、目的や用途に応じた様々な保有・利用形態の比較検討や 適正台数の配置検討など常に費用対効果を念頭に効率的な運用と事務執行に努められたい。